

いしかわ

まちづくりView

No.6

目次

21世紀を担う子供たちへのまちづくり学習	1・2・3
あのまち、このまち“まちづくりめぐり”	
～金沢外環状道路の整備計画～	4
～金沢西部副都心整備計画～	5
まちづくりの動き	
まちづくりのルール	6・7
センターだより	8



財団法人いしかわまちづくりセンター

特集

21世紀を担う 子どもたちへの まちづくり学習

ひとづくりからはじめよう、 これからのまちづくり。

1. はじめに

まちには大勢の人が住んでいます。みんなが快適に生活するためには、自然や環境を守りながら、働く場所や住むところ、道路や公園、下水道などをつくっていく必要があります。そして、まちをもっとよくするためには、私たち一人一人が積極的にまちづくりに参加していくことが重要です。

最近になって、一部で「住民参加のまちづくり」が試みられるものの、まだまだそのほとんどが「行政主体型」のまちづくりです。

また地域住民にしても、まちづくり参加への意識は徐々に高まってはきているものの、実際にどのように参加したらよいのかわからないという人が多いようです。

そこで住民参加に向けての課題を次のようにまとめました。

- 住民への啓蒙活動の実施
- 幅広いまちづくり情報の提供
- 住民団体等への支援強化
- まちづくり体験や学習の場の提供
- まちづくりリーダーの育成

これまで、～ においては徐々に実施されてきていますが、～ についてはほとんど実施されていませんでした。

2. なぜ、まちづくり教育が必要なのか？

住民参加のまちづくりに向けて、早い段階からまちづくりに関心を持ってもらうことが重要であると思われます。

このため、21世紀の担い手である子どもたちが、自分たちを取り巻く環境や地域について学び、問題意識を持ち、また将来各自が地域に貢献できる能力を養うことは非常に重要です。また、まちづくりの意義や必要性を学習し、まちづくりを身近に体験することが大切です。

さらに、子どもたちと活動をともにすることによって、大人と違った子どもの視点や発想からまちづくりを見直すこともできます。

3. 学校教育における効果

まちづくり学習は、学校教育においても非常に重要であると思われます。昔の子どもたちはまちの中で遊んだり、地域の行事や催し物に参加しながら地域生活を学びましたが、最近は子どもと地域との関わりが薄くなってきています。そこで、自分たちが生活しているまちについて学ぶことで、地域と関わるきっかけとなり、地域や環境への愛着を生み、さらには人格の形成に大いに期待できます。

また、これまでの学校教育においては、都市計画やまちづくりに関するものを、授業カリキュラムに導入するということがあまり例がなく、2002年から導入される総合学習を目前に控え、授業への導入が望まれます。



特集

21世紀を担う子どもたち

4. 石川県におけるこれまでの取り組み

石川県においても将来のまちづくりに積極的に関わっていく人材育成の出発点として、平成9年度から県内の小・中学生を対象に『まちづくり大好き人間養成事業』を実施してきています。

H9

- ・『まち・再発見フォトラリー in 加賀』の開催
- ・『子どもまちづくりフォーラム in 加賀』の開催
- ・『石川県まちづくり読本 小学生版』の作成

H10

- ・『まち・再発見フォトラリー in 七尾』の開催
- ・『子どもまちづくりフォーラム in 七尾』の開催
- ・『石川県まちづくり読本 中学生版』の作成



石川県まちづくり読本とその手引き書



平成11年度は金沢市において、今年で3回目となる『まち・再発見フォトラリー』や『子どもまちづくりフォーラム』の開催と、さらにもう一步踏み込んだ全国でもあまり例のない、子どもたちを対象とした『子どもまちづくり塾』を開催しました。

子どもまちづくり塾の開催 (H11.9.12)

新潟大学の五十嵐教授と宇都宮大学の陣内助教授を招いて、金沢市内の小・中学生を対象に『石川県まちづくり読本』をテキストとした『子どもまちづくり塾』を開催しました。ワークショップ形式での授業や現場見学会などを行い、まちづくりへの関心を高め、知識の向上を図りました。

授業の一例

今回行った小学生のプログラムを紹介します。



こんな公園があったらいいな。

小学生の部

さあ、今日1日
がんばりま
しょう。



まちには道路が必要です。



まちにいるもの
いらぬもの探し

地図上体験
(道路、河川・用水、公園などの色塗)



自分のすんでいるまち自慢



まちには何があるかな。

ちへのまちづくり学習

午後はバスに乗って現場へ。



共同溝探検



最後に醤油ソフトを食べながら地元のまちづくり活動の話聞く。

おしまい

まち・再発見フォトラリー (H11.10.23)

カメラを片手に小・中学校の生徒が、地元のまちづくり団体と一緒に、東山・主計町^{かずえ}周辺の歴史的なまちなみを散策したり、バリアフリーにも配慮した商店街の足「ふらっとパス」に乗って、横安江町・尾張町商店街の取り組みについて学びました。そして、各チームごとにまちの好きなところ、嫌いなところを撮影し、それにコメントをつけて、まちづくりへの具体的な提言を盛り込んだ『まち・再発見ポスター』を作成しました。



フォトラリー状況
東山周辺



ポスター作成状況

子どもまちづくりフォーラム (H11.12.5)

『まち・再発見ポスター』をもとに、生徒が市民や行政担当者に、自分たちのまちの好きなところ、嫌いなところについて発表し、嫌いなところはこんな風にしたらよいか、こんな遊び場をつくってほしいという提言をします。そして、みんなで自分たちの住むまちについて改めて考えます。

5. これからの展望

地域環境教育の一環として、地元に着したまちづくり活動の浸透と、地域社会における人材の育成を図るためには、以下のようなことが期待されます。

子どもたちに期待すること

- ・これらの活動を契機に、自分たちの住んでいるまちについて関心を持ち、地域一体となった活動に参加すること

行政に期待すること

- ・こうした活動学習を一過性のイベントで終わらせるのではなく、継続的に続けていくこと
- ・地域環境教育であるまちづくり教育を今後も実施していくために、その指導者を育成していくこと
- ・教育関係者や子どもたちをはじめ、一般市民にもまちづくりに関心を持ってもらうために、まちづくり情報を発信すること

教育関係者に期待すること

- ・まちづくり読本等が利用されること
- ・2002年からの総合学習において、まちづくり学習が導入されること

今後は、それぞれがパートナーシップを図りながら進めていく必要があり、当センターにおいても、まちづくり活動に積極的に取り組んでいく皆様のお手伝いをしたいと思いますのでぜひご利用下さい。

～金沢外環状道路の整備計画～

1. 現況

金沢外環状道路は、国道8号の金沢市今町を起点とし、金沢市の山側を通り国道8号の松任市乾町へ至る山側幹線(26km)と、金沢市の海側を通り国道8号の松任市乾町へ至る海側幹線(19km)からなり、総延長45kmのうちH10末現在で約13kmが完成しており、整備率28%となっています。



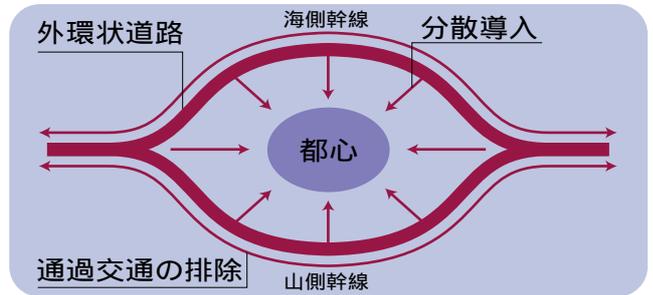
金沢外環状道路網図

2. 事業の目的

- ・金沢都市圏の骨格形成
- ・交通渋滞の緩和(都心通過交通の排除、都心部の交通分散導入)
- ・都市の活力の増進(中心市街地の活性化、西部副都心開発の支援)

3. 事業の経緯

平成6年に全線が地域高規格道路の計画路線の決定を受けました。山側幹線は地域高規格道路分を含めH10年に全線事業着手しました。また、海側幹線は地域高規格道路としてH9年から事業着手しています。



渋滞緩和イメージ

4. 整備計画の概要

- 1) 山側幹線(東部環状道路、都市計画道路鈴見新庄線)
整備延長：16km(うち地域高規格道路 12km)
標準幅員：24.5m～31m
- 2) 海側幹線(都市計画道路福久福増線、都市計画道路森本松任線)
整備延長：6km(うち地域高規格道路 6km)
標準幅員：60m

5. 整備状況

山側幹線は、未整備区間の全てが道路事業、街路事業、区画整理事業で事業化しており、田上本町～大桑間でも今年から工事に着手する予定であり、H17年の全線供用を目指しています。

海側幹線は、福増～戸水間を道路、街路、区画整理事業で事業化しており、今年10月に起工式が行われ、工事に着手したところであり、H15年春に海側側道の供用を目指しています。



海側幹線イメージ図



山側幹線イメージ図

まちづくりの動き

まちづくりのルール

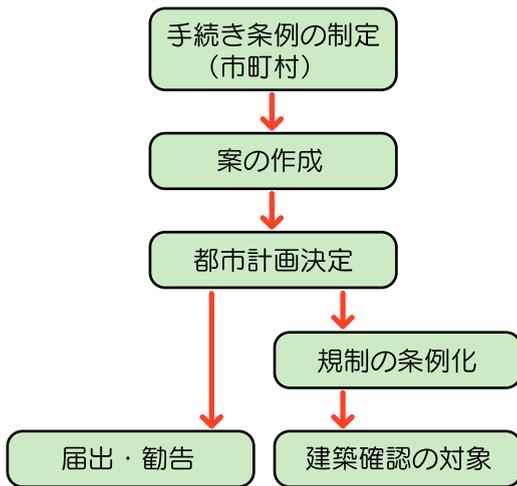
近年、より快適で、より個性的な居住環境を作っていくという動きが活発になってきています。それに伴って、用途地域等の都市全域の計画だけではなく、よりきめ細かな対応ができる地区レベルの計画が多く活用されるようになってきました。

そのルール作りの手段として、以下の5つがあります。

▶地区計画

都市計画法第12条の5に基づく制度であり、それぞれの地区の特性に応じて定める地区レベルの都市計画です。その内容は、地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、その目標を達成するための具体的な内容を示す「地区整備計画」からなっています。

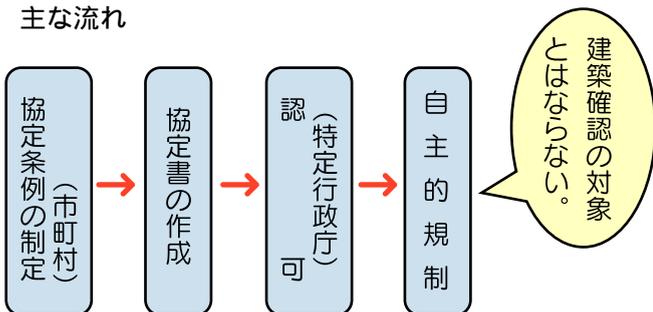
主な流れ



▶建築協定

建築基準法第69条に基づく制度であり、建築物に関して定められる項目は、地区計画と共通点が多いですが、土地所有者等の民事的な協定であって、公法的担保がない点で、都市計画として定められる地区計画と性格が異なります。

主な流れ



建築協定と地区計画の比較

		地区計画	建築協定
根拠法		都市計画法	建築基準法
決定主体		市町村	区域内住民
対象地区		市街化区域・市街化調整区域・未線引き用途地域	全域
成立の要件		全員の同意は要しない	全員の同意を要する
有効期限		期限無し	最長10年
きめることのできる制限など	用途		
	敷地の最低面積		
	建ぺい率	(上限)	
	容積率		
	高さ		
	壁面の位置		
	形態・意匠	(形状・材料)	
	構造	×	
	設備	×	
	垣・柵の構造	(高さ・形状・材料)	
工作物	用途・高さ・意匠・色は決められる	原則として決められない	
施設	道路・公共空地		×
	公園・緑地		×
	緑地の保存		×

建築条例で定めることができる事項

▶まちづくり条例

市町村が自主的に定める条例であり、土地利用の規制誘導に関する仕組みとして重要性が高まっています。

一般的な内容

手続きに関する事項

- ・計画の策定主体、内容、手続き及びその実現のルールの規定

規制等の内容に関する事項

- ・法制度による土地利用規制の不足の補完

新たなルールの開発

- ・用途、線引き等の全国一律な基準を数値によって上乗せする取締法的な性格とは異なった新たなルールの開発。

例：開発者による提案に対して、開発者と条例権者、地域住民による計画協議と創意工夫によってその内容を評価する「協議型誘導基準」の仕組み。

▶まちづくり協定

任意の住民団体が定める紳士協定です。規制の内容も任意であり、地区計画を補完する形で併用することも考えられますが、その成果が法的に担保されないのが欠点といえます。

▶緑地協定（旧緑化協定）

都市緑地保全法第14条に基づく制度で、都市計画区域内の区域の土地所有者全員の合意を要する民事的な協定です。保全又は植栽する樹木等の種類及び場所、柵又は垣の構造、管理に関する事、緑化に関する事について定めます。

また、建築協定では条例が制定されていることが必要ですが、緑地協定では条例を前提とはしていません。

以上の制度は、それぞれ一長一短はあるものの、今後は、これらの制度を併用することにより、短所長所をうまく補完し、積極的に活用していくことが大切です。

石川県での実用例



〔太陽が丘西部地区(地区計画)〕

【主な規制】

- 用途制限
- 敷地面積の最低限度
- 壁面後退
- 高さの最高限度
- 外壁・屋根の色
- 意匠形態
- 垣・柵

Q. バリアフリーデザインとユニバーサルデザインって何が違うの？

A. バリアフリーデザインとは、高齢者や障害者が安全で快適な生活を営み、就業や文化活動等あらゆる分野の活動に参加できるように、さまざまな障壁（バリア）を取り除くデザインのことです。一方ユニバーサルデザインとは、あらゆる環境において、障害者や高齢者のための特別なデザインを考案するのではなく、はじめからすべての人にとって使いやすいデザインにすることです。

具体的には、バスに車椅子の人が乗るためにリフト（特別な装置）を付けるのがバリアフリーデザインで、床を低くして誰もが乗りやすくするのがユニバーサルデザインだと云えます。

なお、今年の4月に、金沢市で県内では初の、ユニバーサルデザインを取り入れた公園が完成しました。



ユニバーサルデザインをとり入れた「ふらっとバス」
（床高約28cmで子どももらくらく。20cmまでさげられます。）

Q. 「社会実験（交通実験）」とは...

A. 公共交通利用への転換、相乗りなど、渋滞対策や地球温暖化対策に役立つ新しい道路政策を導入するため、全国各地で“社会実験”が実施されています。場所や期間を限定して繰り返し実施することで、住民の合意を得たり、その評価で本格的に導入するかどうかの判断を行います。

金沢では様々な社会実験を行っており、平成4年から通勤時のパークアンドライドの実験（平成8年から本格実施）

に取り組み、今年10月には、南部方面でのパークアンドライド（レールライド）や桜橋付近でのリバーシブルレーンを実施しております。



リバーシブルレーンの社会実験 平成11年10月
（都心部に向かい、1車線 2車線に変更）

社会実験を実施する代表的な施策メニュー

課題	施策メニュー
環境対策 (地域温暖化対策)	・電気自動車等を活用したエコパークアンドライド ・パークアンドサイクルライド
渋滞対策	・HOVレーン
中心市街地の再生・活性化	・トランジットモール ・ゾーンシステム
物流対策	・共同荷捌き施設
安全・安心のまちづくり	・コミュニティ・ゾーン

（建設省資料より）

センターだより

まちづくり専門家派遣の報告

今年度は、市町村、自治会、住民団体等が実施するまちづくりに関する講習会などに、県内10地区に専門家を派遣する予定で、以下の3地区で専門家を派遣いたしました。

専門家派遣制度をご活用下さい。

①8月2日(月) 本覚寺(小松市)

参加者：小松市芦城校下町内連合会80名

「歴史的街並み保全に関する勉強会」

講師：金沢みなと大野まちづくり21

副会長 直江茂行

②10月18日(月) 石川県職員会館

参加者：野々市町、津幡町等40名

「換地業務に関する勉強会」

講師：(財)福岡土地地区画整理協会関西事務所

所長 津山雅夫

③10月28日(木) 松任市北安田町集会場

参加者：松任市北安田地区土地地区画整理

組合設立準備委員会40名

「区画整理後の税金対策及び土地の利活用」

講師：(財)日本不動産研究所コンサルタント部

副部長 山本 忠



専門家派遣

(金沢みなと大野まちづくり21 副会長 直江茂行氏)

街並み・まちづくりシンポジウム開催のご案内

近年、全国的に中心市街地の空洞化が深刻化している中、国は昨年7月に「中心市街地活性化法」を施行し、建設省、通産省等関係13省庁の連携のもと、施策を講じているところです。

また石川県では、平成8年度に都心部の賑わい再生を図るため「都市ルネッサンス石川・都心軸整備事業」を創設し、従来の行政主体の街路事業でなく住民参加によるまちづくりの推進を目指しています。

今年度は、「まちなか再生と市民参加」をテーマとしたシンポジウムを開催致します。ここでは中心市街地の役割の重要性を考えるとともに、都市ルネッサンス事業を契機とした住民が主体となるまちづくりの進め方について議論します。

開催日：平成12年1月25日(火)

場所：ホテル日航金沢(金沢市本町2丁目)

主催：石川県・(財)いしかわまちづくりセンター

後援：6市(金沢市・小松市・加賀市・七尾市・輪島市・珠洲市)

【基調講演】

林 泰義(㈱計画技術研究所所長、千葉大学客員教授)

【分科会】

・話題提供者；

野口秀行(日本政策投資銀行設備投資研究所主任研究員)

庄司 裕(TMO㈱まちづくり会津)

【パネルディスカッション】

・コーディネーター：北原良彦(㈱御被川)

・パネリスト；

野口秀行

庄司 裕

小山桂一(輪島・都市ルネッサンスまちづくり協議会事務局長)

田尻純江(七尾市役所都市整備課課長補佐)

・アドバイザー：林 泰義

編集後記

今回の特集は、「21世紀を担う子どもたちへのまちづくり学習」をテーマに取り上げました。最近、昔と比べて子どもと地域との関わり方が薄くなってきた中、自分たちが生活しているまちについて学ぶことで、地域や環境に愛着を生み、さらには人格の形成に大いに期待できます。今後、まちづくり学習は、学校教育においてもとりあげられていくことを期待します。

編集協力：石川県都市計画課

発行：(財)いしかわまちづくりセンター

TEL 076-223-9448 FAX 076-223-0161

HP://www.pref.ishikawa.jp/machicen/index.htm

発行日：平成11年11月